

共同住宅等の場合

認定申請用

手数料額計算書
 (都市の低炭素 **チェック** する法律第53条第1項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲 (該当する□にレを記入)
- 建築物全体
 - 複合建築物の非住宅の部分
 - 複合建築物の住宅部分

- 2 計画の評価方法 (該当する□にレを記入)
- 住宅部分：
- 誘導仕様基準
 - 誘導仕様基準以外

チェック

3 手数料額の計算

申請の種類 (該当する□にレを記入)		適合証がある場合	適合証がない場合
□ 一戸建て住宅の申請の場合		別表第3の1の項(1)のア 円	別表第3の1の項(2)のア 円
<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅等の申請の場合 チェック	建築物の住戸の部分の総戸数	15戸	別表第3の1の項(1)のイの(ア) 27,000円(A)
	共用部分の床面積の合計	180㎡	別表第3の1の項(2)のイの(イ) 9,300円(B)
	住宅部分の床面積の合計	150㎡	別表第3の1の項(2)のイの(イ) 9,300円(C)
計		(A) + (B) + (C) 45,600円	別表第3の1の項(2)のイの(イ) (a) + (b) + (c) 円
□ 一戸建て住宅及び共同住宅等以外の建築物の申請の場合	建築物の延べ面積	㎡	別表第3の1の項(1)のウ 円

手数料表から金額を記入

確認申請上の共用部分の床面積を記入。なお、長屋は共用部分がないため空欄で結構です

物販店舗や飲食店など、併用施設があればその床面積を記入

計算表の合計金額を記入

合計 45,600円

(注意)

- 1 「別表第3」とは、中野区事務手数料条例別表第3を指す。
- 2 「適合証」とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。